

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
（火 葬 行 政 担 当）

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて

標記について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、当省ホームページの「新型コロナウイルスに関するQ & A」に、下記のQ & Aが掲載されましたので、ご留意いただくとともに、貴管下の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

記

- ・ 新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q26
 - 1 すべての方へ
 - 問26 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬しなければならないのですか。
- ・ 新型コロナウイルスに関するQ & A（医療機関・検査機関の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html
 - 問19 新型コロナウイルスにより亡くなった方の遺体を搬送作業や火葬作業に従事する者に引き渡す際に、留意すべき事項はありますか。
 - 問20 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬しなければならないのですか。
- ・ 新型コロナウイルスに関するQ & A（関連業種の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html
 - 2 遺体等を取り扱う方へ
 - 問 1 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬しなければならないのですか。
 - 問 2 新型コロナウイルスにより亡くなった方の遺体の搬送作業や火葬作業に従事する者が留意すべき事項はありますか。